

硫黄島 戦後未だ！－硫黄島遺骨収集・帰還事業に参加して－

第一話 戦後処理、残された課題：戦没者の遺骨収集・帰還

山下 輝男

1 初めに

終戦から70年を経ても尚、大東亜戦争の戦没者のうち113万柱が、南冥に沈み、人跡未踏のジャングルに苔生し、酷寒の地に埋もれ、望郷の念絶ち難く、今猶彷徨っている。未だ帰還を果たせぬ数多の戦没者の御遺骨を収集・収容し、故郷・ご家族のもとに御帰還頂き、その霊を鎮魂し、安らかに眠って頂くのは国家の責務であり、斉しく国民の義務ですらある。

平成28年度から遺骨収集・帰還は国家の責務とされ、平成28年度硫黄島遺骨収集・帰還事業に、大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会の一員として参加する機会を与えられた。

折角の機会であるので、以下第一話から第三話において我が国の遺骨収集・帰還事業等を概観し、小生の体験記等を紹介したい。

第一話： 戦没者の遺骨収集帰還事業の概要

第二話： 硫黄島概説及び硫黄島における戦い

第三話： 硫黄島遺骨収集・帰還事業の概要

第四話： 遺骨収集・帰還事業体験記

第五話： 硫黄島見聞録

2 戦後処理、残された課題：戦没者の遺骨収集・帰還

(1) 海外戦没者の状況

大東亜戦争の戦没者は、およそ310万人であり、その内日本本土以外で戦死した者は約240万に上る。政府による遺骨収集が始まったのは、サンフランシスコ講和条約が発効して日本が主権を回復した昭和27年である。対象地域は、海外に加え、当時アメリカの施政下にあった沖縄と硫黄島である。

爾来62年間で収容できた遺骨は127万余柱である。従って、およそ113万の遺骨が未だに帰還を果たし得ず、平成28年3月31日現在の状況は下表の通りである。(厚労省HP)

海外戦没者総数 約240万人	収容遺骨概数		約127万柱
	未収容遺骨概数		約113万柱
	うち	海没遺骨	約30万柱
		相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
上記以外の未収容遺骨数(最大)		約60万柱	

遺骨収集法成立以前(～平成27年度)

政府は、昭和27年度から50年度にかけて、3次に分けて遺骨収集を計画した。対象は南方の激戦地であり、中国、北朝鮮については収集が困難とみられ対象とされなかつ

た。これにより19万人余りの遺骨が収集され、3次をもって遺骨収集は概ね終わったとされた。その後は只管待ちの姿勢で、確かな情報があれば遺骨収集団を派遣し、収集・収容する方式であった。

平成3年度からは、旧ソ連地域における抑留中死亡者について、更に平成6年度からはモンゴルにおける抑留中死亡者についての遺骨収集・収容が行われるようになった。

この両地域には、先の大戦の後に約57万5千人の方々（帰還者からの聴き取りによる推計）が抑留され、約5万5千人の方々が抑留中に死亡されていることから、こうした抑留中死亡者の方々に関する埋葬地の特定や御遺骨の収容の実施に努め、平成27年度までに19,602柱の御遺骨を収容した。

モンゴル地域については概ね収容が終わっているとされる。

戦没者の遺骨が残されている地域には、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収容ができない地域等があり、国としては、今後も現地政府などからの残存遺骨情報の収集に努め、そうした情報に基づき、御遺骨の収容を実施することとしている。相手国の事情により御遺骨の収容ができない国には、外務省と連携し御遺骨の収容の実現に向けて努力している。

（3）遺骨収集推進法の成立

ア 推進法の制定

平成27年の戦後70年を迎えるに当たって、戦没者の遺骨収集・帰還について新たな動きが起き、その結実として「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（以下遺骨収集推進法と云う。）が平成28年3月24日成立した。

これまでの遺骨収集について、①国家としての明確な法的位置づけがなかったこと、②御遺族が高齢化し、御遺骨を遺族の下にお返しするには残された時間は少ないこと ③遺骨収集容易なところの収容は終了し、次第に収集や戦没者の特定の困難性が増大したこと等により、より新たな体制で遺骨収集事業を行おうとするものである。

超党派の議員立法で提出され、平成26年の通常国会で衆議院を通過後参議院で継続審議となっていたが、平成28年3月24日に成立したのである。

イ 遺骨収集推進法及び同法に基づく「基本計画」の概要

- ①遺骨収集事業は国の責務
- ②主管は厚労省、外務省や防衛省も協力義務
- ③平成28年度から36年度までを集中実施期間
- ④最初の3年間で集中的調査 国内外の文献調査その他
- ⑤関係国との協定や覚書の締結
- ⑥戦没者特定のDNA鑑定の体制強化
- ⑦遺骨収集実施指定法人を1個指定すること

ウ 遺骨収集実施新法人指定

2016年8月19日、厚労省は、遺骨収集推進法に規定する戦没者の遺骨収集に関する事業を行う唯一の法人として、日本遺族会など12団体で構成する「日本戦没者遺骨収集推進協会」（東京）を指定した。

この団体は、今まで自主的に、或いは国の遺骨収集事業に協力し国の内外で活動してきた12の団体がこれまでの経験、知識を基に結束、連携し経験則を共有しながらこの事業を進めるものとして平成28年7月1日設立されたものである。会長は尾辻秀久参議院議員である。

本指定法人は、2016年10月から事業を開始した。

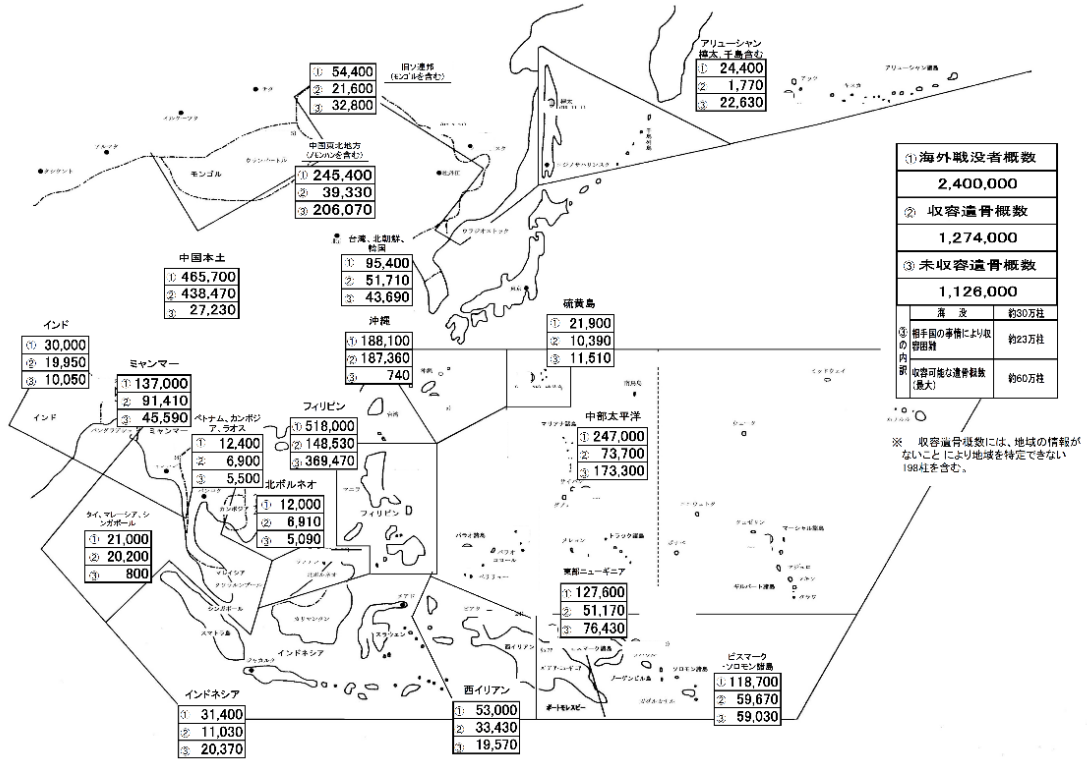
因みに、構成12団体は次の通りである。

- ・一般財団法人 日本遺族会
- ・公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
(偕行社、水交会、つばさ会、隊友会等の諸団体が参加している。)
- ・一般財団法人 全国強制抑留者協会
- ・東部ニューギニア戦友・遺族会
- ・全国ソロモン会
- ・水戸二連隊ペリリュー島慰霊会
- ・特定非営利活動法人 太平洋戦史館
- ・硫黄島協会
- ・特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集团
- ・特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会
- ・小笠原村在住硫黄島旧島民の会
- ・特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

(4) 地域別戦没者概見図（平成28年10月末現在）

厚労省のHPによれば、下図の通りである。

地域別戦没者遺骨収容概見図(平成28年10月末現在)



(第一話 了)